

「登録講習機関等監査実施要領」等の一部改正（案）に係る意見公募の結果について

令和8年5月29日

国土交通省航空局安全部

無人航空機安全課

国土交通省では、令和8年2月20日から令和8年3月22日までの期間において、「登録講習機関等監査実施要領」等の一部改正（案）に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、5件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 「登録講習機関等監査実施要領」等の一部改正（案）等に関する意見公募の結果について

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	<p>【登録講習機関等監査実施要領に関する意見】</p> <p>【意見 1】事務所ごとの監査およびサンプリング一律義務化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所： 監査実施要領 3-2-1. 計画的監査 (3) サンプリングによる監査 ①～⑤</li> <li>・ 意見の内容： 修了審査（基本・限定変更）、学科講習、実地講習の監査、および受講者記録の確認について、すべて一律に「事務所ごとに」実施を義務付けるのではなく、登録講習機関の規模や品質管理体制（内部監査の機能等）に応じた「機関全体での適切なサンプリング」を認めるなど、柔軟な運用規定に変更していただきたい。</li> <li>・ 理由： 全国に多数の拠点（事務所）を展開する登録講習機関に対し、全ての事務所で各種審査・講習の確認を個別に実施することは、監査工数の爆発的な増加を招きます。弊社の監査員は高度な要件を完全に満たす専門家で構成されていますが、一律の拠点別監査義務化は物理的な監査枠の圧迫をもたらします。結果として、登録講習機関側が負担する監査費用の大幅な高騰に直結し、ドローン講習業界全体の健全な成長と普及を阻害するリスクが極めて高いためです。</li> </ul>	<p>適切な無人航空機講習の確保の観点から、監査は登録講習機関の規模等にかかわらず、事務所ごとに行う必要があると考えており、原案のままとします。</p>	無
	<p>【意見 2】オンライン監査における動画撮影要件について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所： 監査実施要領 3-2-1. 計画的監査 (4) オンライン監査 ②</li> <li>・ 意見の内容： 修了審査の動画提出要件である「無人航空機及び実習空域（修了審査において用いるもの）の様子の両方が常に映る形で記録されたものであること」について、「可能な限り」と要件を緩和するか、「複数カメラの映像の組み合わせ・切り替えでの確認も可」とする旨を明記していただきたい。</li> <li>・ 理由： 屋外環境において、飛行・移動する無人航空機と実習空域の広範なレイアウト全体の「両方」を常に1つの画角に収め続けることは、撮影技術上および物理的に極めて困難です。この要件が厳格に適用された場合、軽微な画角のズレ等による「監査不能・再撮影」の判定が頻発します。これは登録講習機関側に過</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、「②修了審査については、当該修了審査の開始から終了までを対象とするとともに、無人航空機及び実習空域（修了審査において用いるもの）の様子の両方が常に映る形で記録されたものであること。」を「②修了審査については、当該修了審査の開始から終了までを対象とするとともに、無人航空機が当該修了審査の開始から終了まで映っており、実習空域（修了審査において用いるもの）の様子についても把握できる形で記録されたものであること。」に変更します。</p>	有

<p>剰な再撮影コストを発生させるだけでなく、監査業務の進行に著しい遅滞をもたらし、実務運用上、現実的ではないためです。</p>		
<p>【意見 3】オンライン・実地監査の「2名以上」体制の一律義務化について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所： 監査実施要領 5-3. 監査員の指名 (3)</li> <li>・ 意見の内容： 「オンライン監査及び実地監査は、監査員を含む2名以上で行うものとする」との規定について、監査の規模や内容（例えば、動画確認や書類確認が中心となる小規模なオンライン監査の場合など）に応じて、監査責任者（要件を満たす監査員）1名での単独実施を認める例外規定を設けていただきたい。</li> <li>・ 理由： 弊社のようにすべての監査員が十分な専門性と資格要件を満たしている場合においても、すべての監査業務に例外なく2名以上の人員を割り当てることは、スケジューリングの硬直化と人件費の無条件な倍増を招きます。特に確認項目が限定的なオンライン監査等においては過剰な体制要件であり、実務に即した柔軟かつ適正な人員配置を阻害する直接的な要因となるためです。</li> </ul>	<p>監査の適正化を図る観点から、監査は2名以上で行うことが必要と考えるため、原案のままとします。</p>	<p>無</p>
<p>【「登録講習機関等監査実施細則」の一部改正（案）及び現行規定に関する意見】</p> <p>【意見 4】新設講習等の監査項目における「適用外」条件の明記について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所： 監査実施細則 別添 1（本部用）2.13、2.14、別添 2（事務所用）3.12 等の新設項目</li> <li>・ 意見の内容： 新たにチェックリストに追加された「技能証明書返納証明書交付者講習」等の新設講習に関する監査項目について、備考欄等に『※当該講習の実施に係る変更届出（様式 2、様式 4、講習事務規程等の改訂）を完了し、当該講習を実施している機関に限る。未実施の機関は「適用外」とする』旨の条件を明記していただきたい。</li> <li>・ 理由： 当該講習は、施設要件（様式 2）や事務規程の改訂等の変更届出の行政手続きを伴うものであり、すべての登録講習機関が一律に実施するものではありません。現状のチェックリスト案では全機関に対する必須項目のように読めるため、未実施の機関に対する判定において現場での解釈の相違や混乱を招きます。監査員の不要な事前確認工数を削減し、客観的かつ画一的な監査判定を担保するためにも、適用条件の明確化が不可欠で</li> </ul>	<p>ご意見を踏まえ、チェックリスト別添 1（本部用）2.13、2.14、別添 2（事務所用）3.12 の各項目の末尾に「※技能証明書返納証明書交付者講習を行っている場合のみ」を追加します。</p>	<p>有</p>

	す。		
	<p>【意見 5】既存監査項目の合理化（主観的・形骸化した項目の削除）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所： 監査実施細則 別添 2（事務所用）4.3、4.24、4.6、4.20、2.7、3.8</li> <li>・ 意見の内容： 監査の本来の目的（安全性と適法性の担保）から外れた、主観的な評価を強いる項目や、別の項目と重複している以下の項目の削除を提案いたします。</li> <li>・ 理由： <ul style="list-style-type: none"> <li>○主観的で客観評価が不可能な項目（4.3、4.24）：「問題セットを万遍なく使う工夫がなされていること」という記載は、証拠に基づく客観的評価が不可能であり、監査員による判定のブレを生む原因となります。</li> <li>○監査対象の混同（4.6、4.20）：「受講者は確認の点呼を行っていること」という受講生のアクションの確認は不要です。受講生が点呼を忘れた場合、審査員が基準通りに減点しているかを確認する「4.15」の項目で管理体制の適正さは十分に担保されています。</li> <li>○偶発的事象への依存（2.7、3.8）：「講習中に質問等の対応が必要となった場合、講師が適切に対応していること」という項目は、監査実施中に質問が出ないケースが多く、監査要件として非現実的であり形骸化しています。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・項目 4.3 及び 4.24 について、同じ問題の使いまわしによる修了審査の形骸化を防止する観点から、原案のままとします。</li> <li>・項目 4.6 及び 4.20 について、受講者が確認の点呼を行っているか否かは、日常点検記録簿のみでは判別できず、事実確認が必要と考えるため、原案のままとします。</li> <li>・項目 2.7 及び 3.8 について、受講生から講師への質問が出た際に、講師が適切に対応していることを確認するため、原案のままとします。</li> </ul>	無
	<p>【意見 6】学科・実地における事務管理項目の重複是正（統合）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 該当箇所： 監査実施細則 別添 2（事務所用）2.4、3.4</li> <li>・ 意見の内容： 「受講者の出欠及び情報が適切に管理され、記録されていること」という項目が、学科講習（2.4）と実地講習（3.4）の両方に重複して存在しています。これらを「事務所の受講者管理体制」等として1つの項目に統合していただきたい。</li> <li>・ 理由： 受講者の出欠・情報管理は、通常、事務所の管理システムや台帳等で一元的に行われています。学科と実地で別々のチェック項目を設けることは、監査員が同じ帳票やシステムを重複して確認し、チェックリストに2度結果を記載するという無駄な事務作業を発生させます。監査効率化の観点から統合が必須と考えます。</li> </ul>	<p>学科講習と実地講習とで異なる出欠管理を行うことも想定し得るため、原案のままとします。</p>	無
2	「登録講習機関等監査実施要領」改正後の3-2-1.(3)において、「技能証明の資	ご意見を踏まえ、明確化を図る等の観点から 3-2-1.(3)の①～④を以下のとお	有

	<p>格の区分ごと」とされていませんが、「一等又は二等」という改正趣旨でよろしいでしょうか。</p> <p>または、改正後の1-2.との関係で、登録講習機関にあつては「技能証明の資格の区分ごと」、登録更新講習機関にあつては学科講習及び実地講習において「一等又は二等」となりますでしょうか。</p> <p>「技能証明の資格の区分ごと」とされる部分がある場合には、明記していただきたく存じます。</p>	<p>り変更します。</p> <p>また、本変更に伴い、1-2 項の改正はしないこととします。</p> <p>①基本に係る修了審査については、登録講習機関が講習事務を行う無人航空機の種類（回転翼航空機（マルチローター）、回転翼航空機（ヘリコプター）又は飛行機をいう。以下同じ。）及び技能証明の資格の区分（一等又は二等をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ少なくとも1回は事務所ごとに監査を実施するものとする。監査の対象は、修了審査の開始から終了までとする。</p> <p>②限定変更に係る修了審査については、登録講習機関が講習事務を行う無人航空機の種類及び技能証明の資格の区分ごとに、監査実施団体が指定する一以上の修了審査について、事務所ごとに監査を実施するものとする。なお、監査の対象は、修了審査の開始から終了までを監査対象とする。</p> <p>③学科講習については、技能証明の資格の区分ごとに、監査実施団体が指定する少なくとも1科目以上の履修科目について、事務所ごとに監査を実施するものとする。</p> <p>④実地講習については、登録講習機関等が講習事務を行う無人航空機の種類及び技能証明の資格の区分ごとに、監査実施団体が指定するそれぞれ少なくとも1科目以上の履修科目について、事務所ごとに監査を実施するものとする。</p>	
3	<p>登録講習機関等監査実施要領の一部改正</p> <p>・P3 (2) 監査の実施方法 従来は更新講習機関に対する実地監査は不要とされていましたが、本改定により更新講習機関にも実地監査が必須となるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>改正後は、登録更新講習機関についても、登録有効期間内において少なくとも一回は実地監査を受ける必要があります。</p>	無
	<p>・P3 (3) サンプルングによる監査①③④ 「資格の区分」の記載が削除されていますが、第1章1-2の改正により一等・二等の双方を対象とする旨が定義されたことを踏まえ、当該記載は不要となったため削除されたとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、本改正は一等または二等のいずれか一方のみを監査すれば足りるという趣旨ではなく、引き続き両区分それぞれについて監査を実施する必要があるとの</p>	<p>改正の趣旨は左記のとおりですが、明確化を図る等の観点から、3-2-1(3)について「資格の区分」を記載するよう変更します。</p> <p>なお、一等及び二等のそれぞれの区分について、監査を実施する必要があります。</p>	有

<p>認識で相違ないか、併せてご教示ください。(一等・二等の両講習を開講している場合において、一等の受講生がいない年度であっても、一等区分の監査は必要との理解でよろしいか)</p>		
<p>・P3 (3) サンプルングによる監査③④          学科講習は機体種にかかわらず最低 1 科目、実地講習は機体種ごとに最低 1 科目を対象とするとの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおり、学科講習は機体の種類にかかわらず最低 1 科目が対象となり、実地講習は機体の種類ごとに最低 1 科目が対象となります。</p>	<p>無</p>
<p>・P3 (3) サンプルングによる監査③④          更新講習機関において、これまで実地講習を実施していない場合であっても、更新講習機関を開講している場合は、実地講習の監査（動画提出）が必要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。なお、受講生の不在等の理由により円滑に監査を実施できない場合は、模擬講習による監査も可能です。</p>	<p>無</p>
<p>・P4 (3) サンプルングによる監査⑤          「“前回の計画的監査以降”」の記載を削除された意図をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>3-1. (1) 計画的監査において、「計画的監査において監査の対象とする期間は、当該登録講習機関等の登録日又は前回の計画的監査にて確認を受けた最後の講習事務の実施日の翌日のうちいずれか遅い日から、当該計画的監査にて確認する最後の講習事務の実施日までとする。」と定めており、「前回の計画的監査以降」の記載は不要であると考えられるため、本改正において削除しています。          また、この意図を明確化する観点から 3-2-1. (3)⑤の「全ての受講者」を「監査の対象となる全ての受講者」と修正します。</p>	<p>有</p>
<p>・P4 (4) オンライン監査          学科講習を E ラーニングで実施している場合、従来どおり動画の提出は不要との認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>今回の改正により、e ラーニングで学科講習を実施している場合も、講習画面の録画等、様子を記録した動画等の提出は必要となります。</p>	<p>無</p>
<p>・P4 (5) 実地監査          今までどおり、実地監査は本部住所および事務所へ赴いて実施する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。なお、「本部”又は”事務所に赴き監査を実施する。」との記載はやや分かりにくいいため、表現の見直しをご検討いただけますと幸いです。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「本部及び事務所」に変更します。</p>	<p>有</p>
<p>・P8 9-1 監査への航空局の同席          積極的な監査への同席を願いたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p>	<p>無</p>
<p>登録講習機関等監査実施細則の一部改正          ・P3 実地講習において、オーバーライドに関する監査チェック項目が削除される</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>	<p>無</p>

	<p>こととなりますが、実地講習ではオーバーライド（または代替措置）の実施は推奨事項に留まるとの理解でよろしいでしょうか。（当該内容は告示に明記されておらず、告示との乖離が生じていた。）</p>		
4	<p>登録講習機関等監査実施要領 第9章</p> <p>以下の事項についてできる限り記載いただけますでしょうか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どのメールアドレスから同席に関する案内が来るか</li> <li>・対象が実地監査の場合に係る旅費について</li> <li>・監査対象への監査同席に係る説明の可否、周知について</li> <li>・監査同席開始前及び終了後に監査機関に求められる対応について</li> <li>・その他、監査機関に求める事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・監査への航空局の同席に関するご案内のメールアドレスは現時点で未定です。</li> <li>・航空局の職員が同席するにあたり発生する当該職員の旅費は、航空局で負担します。</li> <li>・監査同席に係る登録講習機関等への連絡等については、原則として航空局から行うことを考えています。</li> <li>・航空局の監査同席に伴い、監査実施団体に事前に対応を求める事項は特に想定していませんが、監査の結果に基づき、必要に応じて監査実施団体及び登録講習機関等に指導を行うことは想定されます。</li> </ul>	無
5	<p>登録講習機関等監査実施要領</p> <p>3-2-1. 計画的監査</p> <p>ここで定義された「事務所」とは、航空局のホームページで公開されている「登録講習機関情報一覧」の「事業所名」に記載のある登録事業所と一致し、すなわち、この場合、3-2-1. 計画的監査／(3) サンプルングによる監査①～⑤の「事業所ごとに監査を行う」とはこれらの事業所ごとに実施すればよく、例えば、一つの事業所で複数の空域を有するようなケースでは、当該事業所の空域のいずれかで修了審査等の監査を実施すればよいとの理解でよろしいですか。</p>	<p>「事務所」の指すものはいただいたご意見のとおりです。</p> <p>また、修了審査等の監査は、3-2-1 の「(3) サンプルングによる監査」に記載のとおり、事務所ごとに監査が必要なものであり、空域に係る要件はありません。</p>	無
	<p>登録講習機関等監査実施要領</p> <p>3-2-1. 計画的監査</p> <p>(6) 模擬講習等による監査</p> <p>現に実地による修了審査の監査を行う場合、例えば一等、二等、基本、限定変更のそれぞれのスケジュールに合わせて監査員が出向く場合多くの日数を費やし、さらに、天候や受講者のスキルによってもスケジュールの変更が生じたりして予定通り進まないことがあります。このため、効率よく監査を実施するには、例えば一人の受講者の修了審査の予定を軸に置き、他の修了審査を模擬により実施することで、連続する最小の日数で効率的な監査がある程度可能となります。監査費用にも直結します。今回の改正案では、</p>	<p>無人航空機講習の質を担保する観点から、原則として、模擬監査によることなく、受講生のいる環境下で監査を行う必要があると考えております。その上で、受講生の不在等により円滑に監査を実施できない場合の措置として本規定を設けているため、原案のままとします。</p>	無

<p>「受講生の不在等の理由により円滑に監査を実施できない場合は模擬講習等により監査を実施することができる」とされていますが、「受講生不在」に限らず監査を効率よく実施するといった観点も含まれるようにお示しいただきたい。</p>		
<p>登録講習機関等監査実施要領</p> <p>5-3. 監査員の指名  (3) オンライン監査及び実地監査は、監査員を含む2名以上で行うものとするとは、「5-3. 監査員の指名／(1) 事務所等の監査チームは2名以上の監査の対象の業務内容に応じた人員により構成し」とある「チームの構成」の最小人数ということであって、例えば、事務所への実地監査において必ず2名以上で現地に行き監査を実施しなければならないということではないとの理解でよろしいですか。</p>	<p>オンライン監査及び実地監査は、必ず監査員を含む2名以上で行う必要があります。例示として記載いただいている事業所の実地監査では、必ず2名以上で現地に行き監査を実施する必要があります。</p>	<p>無</p>
<p>登録講習機関等監査実施要領</p> <p>5-4-2. 監査における判定  「オンライン監査において、当該登録講習機関等の本部が ISO9001 又はこれと同等の ISO 認証を取得及び維持している場合、同認証において確認できる当該本部の講習事務の内容に限り、同認証の認証書等の確認をもって「適切」と判定することができる。」の「同認証において確認できる当該本部の講習事務の内容」とは具体的にどのような内容ですか。</p>	<p>例えば、チェックリスト(本部) 3.2「管理者及び副管理者(副管理者がいない登録講習機関等の場合は、管理者のみ)は、講習等を統括的に管理できる権限及び責任を実質的に有しており、管理を実際に行っていること。」は、ISO9001の「4 組織の状況」、「5.3 組織の役割、責任及び権限」などで確認可能な項目と考えられます。</p>	<p>無</p>
<p>登録講習機関等監査実施要領</p> <p>第9章 監査の同席  航空局の監査への同席は、実地であれオンラインであれ、登録講習機関等(受講生を含む)の意向が優先されると推察します。このため、監査への同席を求める際には、先ず登録講習機関等から協力依頼を行なっていただくなどの配慮が必要と考えます。</p>	<p>登録講習機関及び登録更新講習機関については、航空法(昭和27年法律第231号)第134条の規定により国土交通大臣による報告徴収及び立入検査に応じる義務があります。  このため、監査への同席を求める際、先に登録講習機関及び登録更新講習機関に協力を求める必要はないと考えています。</p>	<p>無</p>
<p>登録講習機関等監査実施細則</p> <p>登録講習機関監査チェックリスト(事務所用)  「3.12 技能証明書返納証明書交付者講習の実地講習のイエローゾーン及びレッドゾーン等は、コーン等で明示されており、「無人航空機更新講習及び技能証明書返納証明書交付者講習実施要領(令和7</p>	<p>技能証明書返納証明書交付者講習を行う登録講習機関の監査においては、本項目を必ずご確認ください必要があります。</p>	<p>無</p>

	<p>年3月5日付け国空無機第63283号)」に定められた規定の大きさであること。また、ヘリパッドも規定の大きさであること。」とあるが、技能証明書返納証明書交付者講習を実施する登録講習機関の監査においてこの項目の確認はマストですか、それとも技能証明書返納証明書交付者講習をサンプリング対象とした場合に確認をすればよい項目ですか。</p>		
	<p>登録講習機関等監査実施細則</p> <p>登録更新講習機関監査チェックリスト（本部用）</p> <p>「5. 身体適性検査」項目は必要でしょうか。</p>	<p>「5. 身体適性検査」項目は不要であるため、ご意見を踏まえ、当該項目を削除します。</p>	<p>有</p>